

1 計画策定の根拠

○策定の根拠法

(1) 教育基本法（平成18年12月改正）

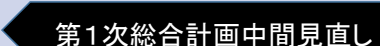

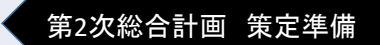

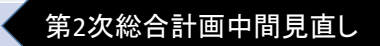



[第17条第1項]

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国家に報告するとともに、公表しなければならない。

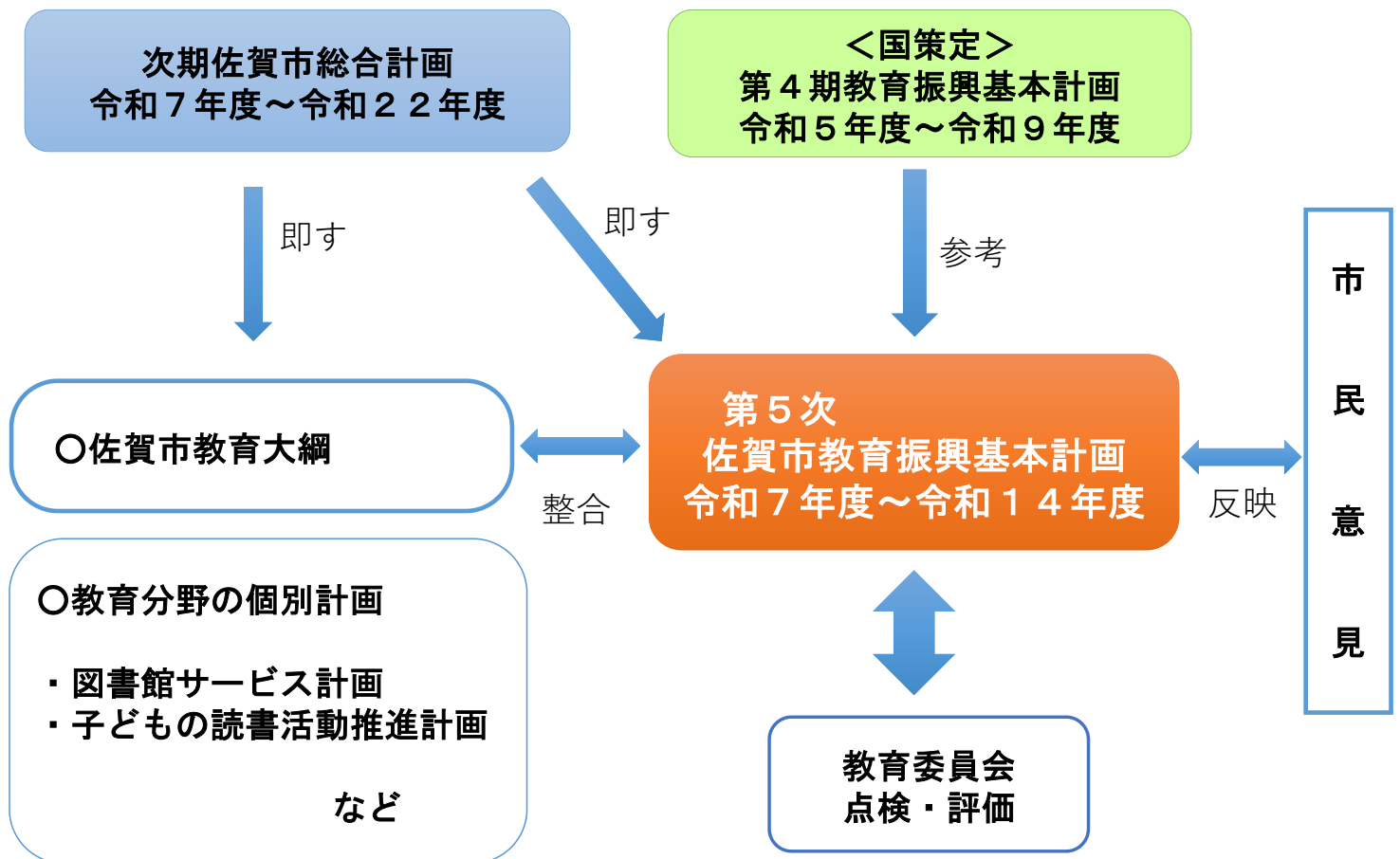
[第17条第2項]

地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 これまでの策定経過

	国	市
平成18年4月		佐賀市教育基本計画
平成20年7月	第1期教育振興基本計画	
平成22年度		※策定準備  第1次総合計画中間見直し
平成23年4月	 参酌	第二次佐賀市教育基本計画
平成25年6月	第2期教育振興基本計画	
平成26年度		※策定準備  第2次総合計画 策定準備
平成27年4月	 参酌	第三次佐賀市教育基本計画
平成30年6月	第3期教育振興基本計画	
令和元年		※策定準備  第2次総合計画中間見直し
令和2年3月	 参酌	第4次佐賀市教育振興基本計画
令和5年度	第4期教育振興基本計画	
令和6年度		※策定準備  新総合計画 策定準備
令和7年3月	 参酌	第5次佐賀市教育振興基本計画

3 計画の位置づけ



4 計画の範囲

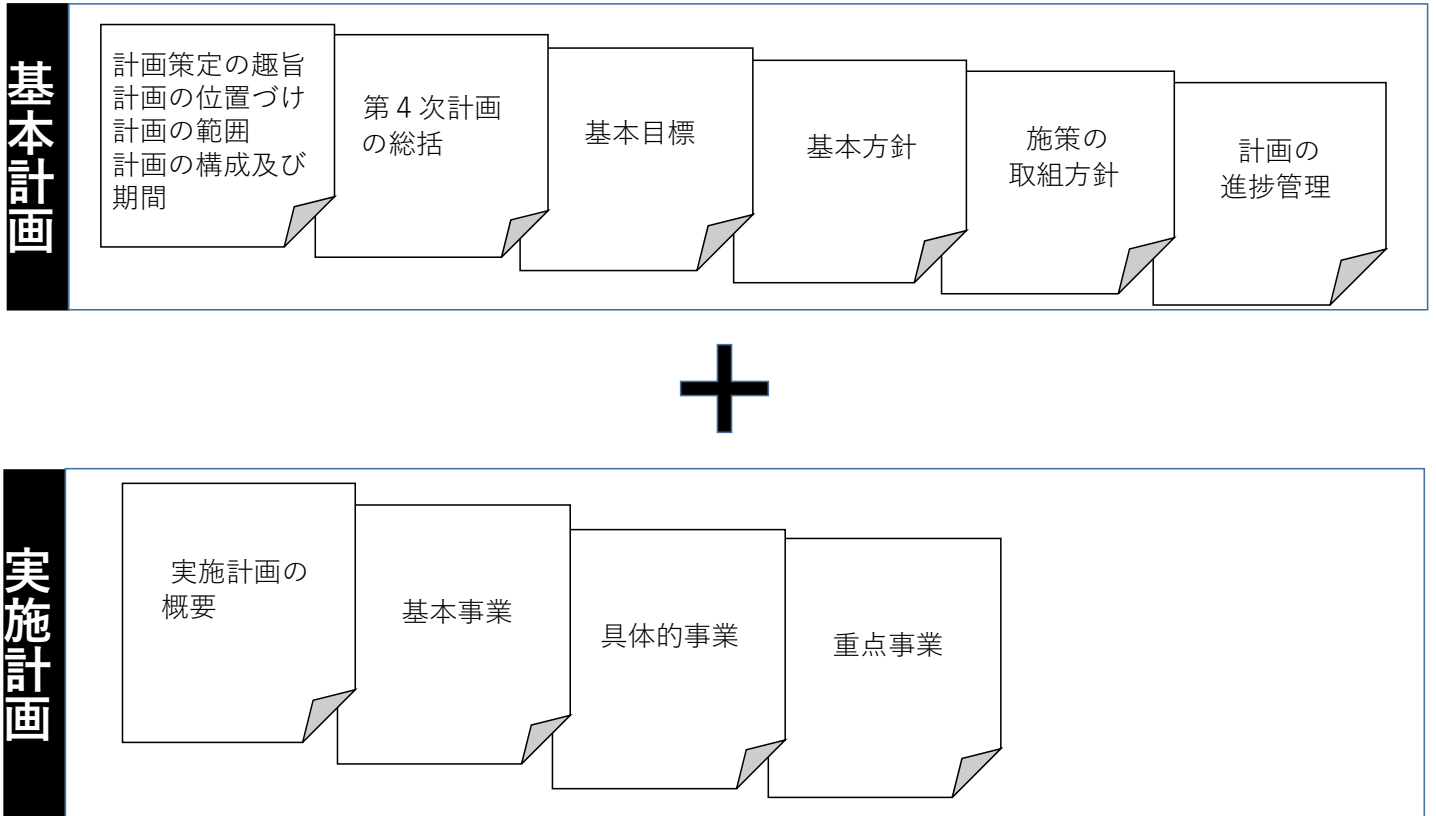
◆ 計画の範囲は、教育委員会が所管する範囲とする。

※条例により、教育委員会の職務権限に属する事務のうち、市長が管理及び執行することと定められている「公民館」「スポーツ」「文化」「文化財」に関する事務については、計画の対象としないが、関係部署と連携を取りながら推進をしていく。

移管日	移管事務	
H29.4	児童福祉に関する事務	⇒ 子育て支援部
H30.4	スポーツに関する事務	⇒ 地域振興部
R3.4	公民館に関する事務	⇒ 地域振興部
R4.4	文化、文化財に関する事務	⇒ 地域振興部
R6.4	市立幼稚園に関すること ※こども園に移行のため	⇒ 子育て支援部

5 計画の構成

◆「基本計画」と「実施計画」で構成する。



6 計画の期間

- ◆ 計画の期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間とする。
- ◆ 実施計画は、今後の社会情勢の変化を迅速に対応するため、計画期間を前期4年間と後期4年間とし、中間に見直しを行う。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
国	第3期教育振興基本計画			第4期教育振興基本計画									
市	第2次佐賀市総合計画					第3次佐賀市総合計画							
	後期計画					前期基本計画							
市教委	第4次佐賀市教育振興基本計画					第5次佐賀市教育振興基本計画							
	実施計画(前期)			実施計画(後期)		実施計画(前期)				実施計画(後期)			
関連する計画	佐賀市教育大綱												
	第3次図書館サービス計画												
	第2期佐賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略					第3期佐賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略							

7 国・県・市の計画

国：第4期 教育振興基本計画

- 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の作り手の育成
⇒予測不能な困難な時代において、自らの力で課題解決できる人材を育てる
- 日本社会に根差したウェルビーイングの向上
⇒誰もが地域や社会とのつながりを持つことができる教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指す

県：施策方針 (教育振興基本計画)

- 目指す未来の姿〈施策方針：教育〉
- 志を胸に 骨太な人材の育成

県：教育大綱

- 高い志と佐賀に誇りを持った骨太でたくましい子どもを育てる
- 豊かな感受性や人を想う優しさを持った子どもを育てる
- 佐賀の未来を担う、多様な個性を持った人材を育てる

市：新総合計画

将来像

○佐賀らしさでみんなが上を向くまち

⇒2040年における「佐賀らしさ」＝「みんながこのまちのことを好きで、ひとりひとりが自分らしく暮らせる」となるようなまちづくりを目指す

子育て・教育分野の目指す姿

○こどもの幸せを何よりも優先するまち

01 子育て 教育

こどもの幸せを何よりも優先するまち

これからの未来を担う子どもたちが、この佐賀で幸せに暮らすこと。それが未来の佐賀を生きるみんなの幸せにもつながっていく。そのために、子どもたちが主体的に学び、生きる力を育む教育を進めるとともに、かけがえない家族の時間を大切にしながら、地域全体で子どもを第一に考えるまちづくりを進めます。

2040年に目指す市民等のすがた

1 子どもたちは、将来に夢と希望を持ち、健やかに成長している。

主なポイント

子どもたちが安心して過ごせる居心地のいい場所があること	安心して子育てができること	子どもや子育て当事者の目線に立つこと
-----------------------------	---------------	--------------------

2 子どもたちは、目標を持って主体的に楽しく学んでいる。

主なポイント

子どもたちが、自ら考え、行動し、生きる力を身につけること	誰一人、子どもたちを取り残さないこと	子どもたちが楽しく学べる環境があること
------------------------------	--------------------	---------------------

3 家庭・地域・企業等のすべての大人は、地域全体で協力してこどもの育ちを支え、こどもも大人も笑顔で過ごしている。

主なポイント

大人と子どもたちの気持ち通じ合うこと	子どもたちを見守る輪がどんどん広がること	子どもたちのニーズにあう居場所があること
--------------------	----------------------	----------------------

4 こどもも大人も、好きな時に好きな場所で学び、生きがいをもって暮らしている。

主なポイント

「学びたい」を叶えられるまちであり続けること	学びを通して、ひととひとがつながる場所があること	学びがあふれ、一人ひとりの生活に潤いがあること
------------------------	--------------------------	-------------------------

1 こどもたちの幸せと健やかな成長を育む環境の充実

- ① それぞれの子育てで世帯が必要とするサービスを組み合わせる「カスタムメイド」の支援を行うとともに、子育てDXを推進します。
- ② こどもにとって居心地のいい空間を創り出すため、保育施設や学童施設の環境を整備し、施設や人材を適正に配置します。
- ③ 育児の孤立化を防ぐ仕組みづくりやこどもの居場所を確保するとともに、「社会全体での子育て」への意識醸成を推進します。
- ④ こどもと接する時間や精神的なゆとりを創出し、親が身近な場所で専門的なサポートを受けられる仕組みづくりを推進します。

関連する主な個別計画

子ども・子育て支援事業計画、ひとり親家庭等総合支援計画



2 多様な未来につなげる教育の推進

- ① 最新技術等を活用しながら、児童生徒同士が学び合い、多様な考え方に触れながら学んだ知識をもとに主体的に判断し、課題解決や新たな価値を生み出していく力を育みます。
- ② 誰一人取り残すことのない教育を推進します。
- ③ 地域や民間の人材を活用しながら、教員が児童生徒に向き合える時間を確保するとともに、全ての児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるような教育環境を整備します。
- ④ 施設の整備・更新を適正に行い、ユニバーサルデザインに配慮した安全・安心で快適な学習環境を整えます。

関連する主な個別計画

教育振興基本計画



3 地域全体で支えるこどもの健全育成

- ① 家庭・地域・企業・学校が一体となり、すべての大人が子育てに関わって、「子どもへのまなざし運動」を推進します。
- ② リアルとオンライン双方のこども・若者の居場所づくりを充実させます。
- ③ こどもがインターネットによるトラブルに巻き込まれないようにするため、ネット内の見守り活動を実施するとともに、こどもと保護者に向けて安全なSNS活用を啓発します。

関連する主な個別計画

教育振興基本計画



4 いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進

- ① 県や大学など他機関との連携により、学びたい人へ学びたいことを届ける学びのマッチング(プッシュ型)機能や、学びたいことを自分で選べる学習情報を充実させます。
- ② 市民がつながり学べる場(リアル・バーチャル)を提供し、学びの場の使いやすさを常にアップデートしていきます。
- ③ ICTやデジタルコンテンツ等を活用しながら、高齢者、障がい者、外国人等のニーズに応じた学びを支援します。

関連する主な個別計画

教育振興基本計画・図書館サービス計画



8 第5次教育振興基本計画の基本目標

基本目標

佐賀らしさを協働で創る 生きるかに富む人づくり

「こどもの幸せを何よりも優先するまち」の実現に向け、子どもたちがこれからの時代をつくるために必要な資質・能力を身につけ、協働して「佐賀らしさ」に磨きをかけていくことができるよう、生きるかに富む人づくりを目指します。

基本方針

◆「自律」、「尊重」、「創造」を身につけた子どもの育成

- 自律：自分で考えて・自分で決めて・自分で動き出す力
- 尊重：多様性を受け入れて、合意形成をする力
- 創造：新しい価値を生み出す力

◆すべての人が自分らしく輝きながら成長できる教育の推進

施策

1 多様な未来につなげる教育の推進

2 地域全体で支えるこどもの健全育成

3 いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進

9 スケジュール（案）

時期	内容	時期	内容
7月9日（火）	教育委員会研修会 （方向性の報告）	11月	教育委員会研修会 （素案）
7月30日（火）	第1回 策定委員会	12月	議会研究会（報告）
9月上旬	第2回 策定委員会	12月～1月	パブリックコメント
10月上旬	第3回 策定委員会	2月	教育委員会 （最終案の議決）

	令和6年						令和7年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育委員会	★ 策定の 方向性				★ 素案			★ 最終案の 議決	
策定委員会	★		★	★					
議会説明						★ 研究会			
パブリックコメント							★		

令和7年度～
第5次
教育振興基本計画
スタート